

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号(コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成19年6月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前                                |
|--|--------------------------------------|
| (1)～(11) 略   | (1)～(11) 略                           |
| <u>(12)</u> 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続するすべての用水路 |                                      |
| <u>(13)</u> 略                                      | <u>(12)</u> 略                        |
| <u>(14)</u> 略                                      | <u>(13)</u> 略                        |
| <u>(15)</u> 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続するすべての用水路     |                                      |
| <u>(16)</u> 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川                    |                                      |
| <u>(17)</u> 伯耆町二部の白潟橋より下流の野上川                      | <u>(14)</u> 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川 |
| <u>(18)</u> 略                                      | <u>(15)</u> 略                        |
| <u>(19)</u> 略                                      | <u>(16)</u> 略                        |
| <u>(20)</u> 略                                      | <u>(17)</u> 略                        |
| <u>(21)</u> 略                                      | <u>(18)</u> 略                        |
| <u>(22)</u> 略                                      | <u>(19)</u> 略                        |
| <u>(23)</u> 略                                      | <u>(20)</u> 略                        |
| <u>(24)</u> 略                                      | <u>(21)</u> 略                        |
| <u>(25)</u> 略                                      | <u>(22)</u> 略                        |
| <u>(26)</u> 略                                      | <u>(23)</u> 略                        |
| <u>(27)</u> 略                                      | <u>(24)</u> 略                        |